

労働関係情報 CU 掲示板 2022年7月20日

お知らせや団体、組織内での転送、回覧、クリックを、よろしくお願いします

● 女性活躍推進法の省令・告示を改正～大企業に男女の賃金の差異の情報

公表を義務化します～https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26587.html

厚生労働省は7月8日、女性活躍推進法の省令・告示を改正し、同日施行した。

今回の改正で、女性の活躍に関する情報公表項目として「男女の賃金の差異」を追加し、常用労働者301人以上の大企業に対し、情報公表を義務化。女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の開示義務化は「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」(令和4年6月7日閣議決定)において、今夏の制度改正実施・施行が決定。今回、常用労働者301人以上の事業主には、本日以降に終了する事業年度の次の事業年度の開始日からおおむね3か月以内に※、直近の男女の賃金の差異の実績を情報公表することが義務付。 ※例：事業年度が4月～3月の場合：令和4年4月～令和5年3月の実績を、おおむね令和5年6月末までに公表 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26587.html

(男女の賃金の差異の算出及び公表の方法)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000962287.pdf>

(解説資料) <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000962288.pdf>

【別添】リーフレット 女性活躍推進法に関する制度改正のお知らせ

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000961793.pdf>

● 「労働基準関係法令違反に係る公表事案」を公表／厚労省

6月30日 2021年6月1日から2022年5月31日の間に、都道府県労働局が労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令違反の疑いで送検し公表した内容を集約したもの。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000958620.pdf>

(長時間労働削減に向けた取組 <https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/151106.html>)

● 「過労死ライン」を月に125時間も超過 高度プロフェッショナル

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/190657>

東京新聞 7月20日

一般労働者の場合に「過労死ライン」とされる100時間を125時間以上も上回る。当初から指摘された働き過ぎを助長する懸念が現実化している。

● 安倍元首相礼賛の「国葬」の実施に反対する / 志位委員長が談話

しんぶん赤旗7月16日

● 京都市は団体交渉に応じよ—6月1日・京都府労働委員会が救

済... www.kyoto-21.com/shisyokuro/information/2144 京都市職員労組

6月21日 京都市と福祉保育労働組合京都地方本部（以下 福祉保育労）との間で30年以上行ってきた団体交渉を、京都市が突然拒否。団体交渉拒否は不当労働行為にあたるとして、6月1日に、京都府労働委員会は、市に対し団体交渉を命じ…

● 民主法律協会(民法協)では「解雇の金銭解決制度」導入に反対

する声明を出しました。 <https://www.minpokyoo.org/statement/9290/>

解雇の金銭解決制度は、労働者にとって何のメリットもありません。労働者の権利を守るために必要なことは違法・不当な解雇の事前抑制ですが、法技術検討会での議論は肝心なその視点が欠けており、違法・不当な解雇・雇止めを助長するおそれが高まるばかりです。また、労働者は、違法な解雇であっても、訴訟提起または労働審判申立てをせざるを得ず、労働者の負担は軽減されず、労働者救済手段の新たな選択肢となるものではありません。今後、使用者側にも申立権が認められれば、金銭を支払うことで労働者を職場から排除することが可能となり、使用者側が、労働組合員を狙い撃ちとした解雇を行い、金銭の支払により労働組合員を企業から放逐するおそれもあります。 5月27日

●【立ち読み 知識 ②】●最近、見たり聞いたりする、フリーランスって、どういうこと？

【回答】会社などに雇われないで、仕事をしてくれと、発注者から個人で仕事を請け負う働き方とされ、法律上は、規定が無い。飲食品や通信販売品の配達、ITの技術関係や映画演劇関連の現場作業にもあり、多様化する新たな働き方とも言われているね。しかし、自営業扱いや個人事業主とされ、発注者や取引先との関係上、一方的な契約変更や支配従属関係が目立ち、2021年には、独占禁止法の禁止する「優越的地位の乱用」に当たるとのフリーランスの保護指針が政府により公表されるようには、なったよ。

つまり、雇用関係にあり業務運営上の指揮命令に従う「労働者」としての権利や保護から外されている例が増え、問題になっているということ。働き方の多様化！は、契約の内容や実態、労働者性判断の物差しが、大事。貴方のユニオンで実態を詳しく聴いて、対策を！

CU(コミュニティユニオン)東京 〒170-0005 東京都豊島区 南大塚

2-33-10 東京労働会館1階 TEL 03-3946-9277 FAX

03-5395-3242 (組合費 月2000円、内1000円は労働共

済費。協力組合員1000円。 駆け込み寺機能と、まともな労使関係をめざし、当面、首都で個人加盟3千名を目標に拡大中。 中小企業家との共同・連携、市民と野党の共闘も追及。近況確認と保存資料はCU東京HPへ。情報、連携先紹介は当発信元 m-maezawa-dan@jcom.zaq.ne.jp 前澤檀まで。